

報告第 1 1 号

令和 5 年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号)第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人



令和5年度決算に基づくうるま市健全化判断比率及び資金不足比率報告書

1 健全化判断比率

(単位：％)

| 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率       | 将来負担比率       |
|--------------|--------------|---------------|--------------|
| —<br>(11.76) | —<br>(16.76) | 6.2<br>(25.0) | —<br>(350.0) |

備考

- (1) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 早期健全化基準を括弧内に記載する。

2 資金不足比率

(単位：％)

| 会計名          | 資金不足比率      |
|--------------|-------------|
| 水道事業会計       | —<br>(20.0) |
| 下水道事業会計      | —<br>(20.0) |
| 農業集落排水事業特別会計 | —<br>(20.0) |

備考

- (1) 資金不足額がない場合は、「—」にて記載する。
- (2) 経営健全化基準を括弧内に記載する。



う監 第 130004号  
令 和 6 年 8 月 8 日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢 紙 孝 盛



うるま市監査委員 豊 濱 光 則



うるま市監査委員 佐 久 田 悟



令和5年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率に対する  
審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度うるま市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

## 令和5年度 うるま市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類。

#### 2. 審査の期間

令和6年7月29日～令和6年8月8日

#### 3. 審査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠して、証憑突合、分析等、必要と認める審査手続きを実施した。ただし、重要な数値に限定し審査を行っている。

### 第2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも関係法令等に準拠して作成され、算定は適正であると認められた。

#### 1. 健全化判断比率

(単位：％)

| 健全化判断比率    | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|-------|-------|---------|
| ① 実質赤字比率   | -     | -     | -     | 11.76   |
| ② 連結実質赤字比率 | -     | -     | -     | 16.76   |
| ③ 実質公債費比率  | 6.5   | 6.3   | 6.2   | 25.0    |
| ④ 将来負担比率   | -     | -     | -     | 350.0   |

※実質赤字比率、連結実質赤字比率の「-」は赤字額がないことを表す

※将来負担比率の「-」は将来負担額を充当可能金額が上回っていることを表す

#### 2. 資金不足比率

(単位：％)

| 資金不足比率       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 経営健全化基準 |
|--------------|-------|-------|-------|---------|
| 水道事業会計       | -     | -     | -     | 20.0    |
| 下水道事業会計      | -     | -     | -     | 20.0    |
| 農業集落排水事業特別会計 | -     | -     | -     | 20.0    |

※「-」は資金に不足額がないことを表す

### 第3 審査の意見

#### 1. 総合意見

令和5年度の健全化判断比率については、全ての指標において早期健全化基準を下回っており良好な状態を示している。しかしながら、これらの指標は、公共施設の老朽化による更新や維持管理に要する費用及び新規の大型事業への多額の財政負担等、将来的に必要な経費は算入されていないことに留意する必要がある。

また、資金不足比率については、3事業会計において資金不足は発生していないため算出されていない。今後とも効率的な財政運営に努められたい。

#### 2. 個別意見

##### (1) 健全化判断比率

###### ① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和5年度の実質赤字比率は△7.17%と前年度比で4.24ポイント減少したものの、早期健全化基準の11.76%を下回っていることから、「－」表記となり良好な状態にあると認められる。

###### ② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。令和5年度の連結実質赤字比率は△18.07%と前年度比で5.47ポイント減少したものの、早期健全化基準の16.76%を下回っていることから、「－」表記となり良好な状態にあると認められる。

###### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、元利償還金及び準元利償還金の合計額を標準財政規模（ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）で除した比率で、3カ年平均により算出される。令和5年度の実質公債費比率は6.2%で、前年度に比べ0.1ポイント改善した。早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

###### ④ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模（ただし、元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除）で除した比率である。

令和5年度の将来負担比率は、充当可能額が将来負担額を上回ったことにより将来負担比率は△4.4%（「－」と表記）で、前年度に比べ6.7ポイント減少したものの早期健全化基準の350.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

(2) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業等における資金不足額を事業規模(料金収入)で除した比率である。

① 水道事業会計

令和5年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

② 下水道事業会計

令和5年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

③ 農業集落排水事業特別会計

令和5年度決算では資金不足は生じておらず、資金不足比率は、算出されていない。

報告第 12 号

放棄した債権の報告について（不当利得返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

債 権 放 棄 報 告 書

(担当部課名)経済産業部 産業政策課

| 番号      | 債権名               | 放棄額計(円)   | 内訳                    | 債権放棄年月日         | 放棄根拠                       | 備考 |
|---------|-------------------|-----------|-----------------------|-----------------|----------------------------|----|
|         |                   |           | 若者就業支援プログラム給付金返還金 (円) |                 |                            |    |
| 1       | 若者就業支援プログラム給付金返還金 | 500,000 円 | 500,000 円<br>(1 件)    | 令和 6 年 1 月 16 日 | うるま市債権管理条例第 13 条第 1 項第 1 号 |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
|         |                   |           |                       |                 |                            |    |
| 合 計 金 額 |                   | 500,000 円 | 500,000 円             |                 |                            |    |

報告第 13 号

放棄した債権の報告について（生活保護費返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

債 権 放 棄 報 告 書

(担当部課名)福祉部保護課

| 番号   | 債権名      | 放棄額計(円)   | 内訳          | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                     | 備考        |
|------|----------|-----------|-------------|-----------|--------------------------|-----------|
|      |          |           | 生活保護費返還金(円) |           |                          |           |
| 1    | 生活保護費返還金 | 5,197,012 | 5,197,012   | 令和6年3月29日 | うるま市債権管理条例第13条第1項<br>第4号 | 放棄件数 59 件 |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
|      |          |           |             |           |                          |           |
| 合計金額 |          | 5,197,012 | 5,197,012   |           |                          | 放棄件数 59 件 |

報告第14号

放棄した債権の報告について（介護給付費返納金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

様式第 1 3 号(第 1 2 条関係)

債 権 放 棄 報 告 書

(担当部課名)福祉部介護長寿課

| 番号      | 債権名      | 放棄額計(円)    | 内訳          | 債権放棄年月日          | 放棄根拠                        | 備考          |
|---------|----------|------------|-------------|------------------|-----------------------------|-------------|
|         |          |            | 介護給付費返納金(円) |                  |                             |             |
| 1       | 介護給付費返納金 | 2 6, 7 1 5 | 2 6, 7 1 5  | 令和 6 年 3 月 3 1 日 | うるま市債権管理条例第 1 3 条第 1 項第 4 号 | 放棄件数<br>1 件 |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
|         |          |            |             |                  |                             |             |
| 合 計 金 額 |          | 2 6, 7 1 5 | 2 6, 7 1 5  |                  |                             |             |

報告第 15 号

放棄した債権の報告について（児童扶養手当返還金）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

様式第13号（第12条関係）

債権放棄報告書

（担当部課名） こども未来部 こども家庭課

| 番号      | 債権名           | 放棄額計(円)     | 内訳          | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                     | 備考 |
|---------|---------------|-------------|-------------|-----------|--------------------------|----|
|         |               |             | 児童扶養手当(円)   |           |                          |    |
| 1       | 児童扶養手当<br>返還金 | 2, 248, 900 | 2, 248, 900 | 令和6年3月31日 | うるま市債権管理条例<br>第13条第1項第4号 | 4件 |
|         |               |             |             |           |                          |    |
|         |               |             |             |           |                          |    |
| 合 計 金 額 |               | 2, 248, 900 | 2, 248, 900 |           |                          | 4件 |

報告第 16 号

放棄した債権の報告について（幼稚園保育料等）

うるま市債権管理条例（平成 25 年うるま市条例第 20 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

うるま市長 中村 正人

債権放棄報告書

(担当部課名) こども未来部 保育こども園課

| 番号   | 債権名             | 放棄額計(円) | 内訳               |                  | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                 | 備考 |
|------|-----------------|---------|------------------|------------------|-----------|----------------------|----|
|      |                 |         | 保育料(円)           | 預かり保育料(円)        |           |                      |    |
| 1    | うるま市立<br>幼稚園保育料 | 394,650 | 118,400<br>(10件) | 276,250<br>(30件) | 令和6年3月29日 | うるま市債権管理条例第13条第1項第4号 |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
|      |                 |         |                  |                  |           |                      |    |
| 合計金額 |                 | 394,650 | 118,400          | 276,250          |           |                      |    |

報告第17号

放棄した債権の報告について（不当利得返還金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

2

2

2

2

報告第18号

放棄した債権の報告について（損害賠償請求金）

うるま市債権管理条例（平成25年うるま市条例第20号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

うるま市長 中村 正人

様式第13号（第12条関係）

債権放棄報告書

担当部課名（市民生活部 国民健康保険課）

| 番号   | 債権名     | 放棄額計(円)  | 内訳               | 債権放棄年月日   | 放棄根拠                 | 備考 |
|------|---------|----------|------------------|-----------|----------------------|----|
|      |         |          | 給付医療費分<br>請求金(円) |           |                      |    |
| 1    | 損害賠償請求金 | 240, 809 | 240, 809         | 令和6年3月22日 | うるま市債権管理条例第13条第1項第4号 | 2件 |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
|      |         |          |                  |           |                      |    |
| 合計金額 |         | 240, 809 | 240, 809         |           |                      |    |